

令和 7 年

3 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年3月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年3月14日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（24名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
			8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員			
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
						21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
25 番	川村 恵実	委員				27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（5名）

7 番	吉高祐二郎	委員	15 番	佐々木浩希	委員	19 番	佐藤 利篤	委員
20 番	阿部 香美	委員	26 番	齋藤 均	委員			

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	調整主任	元木由紀子	専門員	佐藤久志
専門員	出嶋 享				

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第15号	農用地利用集積計画について
議第16号	農用地利用集積等促進計画の認可について

議第 17 号 地域計画の策定について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

ただいまから令和7年3月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たりまして、土田会長職務代理者より挨拶をお願いいたします。

○土田職務代理者

(挨拶)

○今野事務局長

ありがとうございました。
総会の議長につきまして、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めることとなっておりますが、本日会長が欠席ですので、職務を土田職務代理者よりお願いします。

○土田治夫 議長

皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、7番、吉高祐二郎委員、15番、佐々木浩希委員、19番、佐藤利篤委員、20番、阿部香美議員、26番、齋藤均委員の5名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開会します。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○土田治夫 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。
選任の方法は議長にご一任願います。
議事録署名委員に、10番、飯塚将人委員、11番、佐藤晴子委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○土田治夫 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

では、私から。報告事項につきましては、議案の3ページからになります。
今回の報告事項は、農地法第3条の3の届出書の受理についてが23件、農地法第5条届出書の受理についてが2件、農地の現況等に係る照会に対する回答についてが4件、解約についてが7件、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが115件、以上151件となっております。
では、詳細について農地係長より説明いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○土田治夫 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。
ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

○土田治夫 議長

これより議事に入ります。

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、49ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金等への影響はございません。

酒田9番、浜中の〇〇から同じく浜中の〇〇へ、関係は親子です。浜中の畑は合計16筆、3万7,422平米、その他使用貸借権の設定です。農業者年金の伴わない経営移譲となります。

続きまして、酒田10番、板戸の〇〇から同じく板戸の〇〇へ、こちらも関係は親子です。木川、門田、局、板戸の田んぼと畑、合計13筆、2万6,592平米、その他使用貸借権の設定です。

こちらも農業者年金の伴わない経営移譲となります。

続いて、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、51ページをお願いいたします。八幡地区は3件になります。

八幡4番、北平沢の田1筆、1,198平米、飛鳥の〇〇から、北平沢の〇〇へ、子と父の関係で、子の〇〇の離農に伴うもので、申請事由はその他、使用貸借権の設定になります。

この農地につきましては、子の〇〇が新規就農のため農地所有を必要としていたことから、父親の〇〇から令和6年に贈与された農地でありますけれども、今回、離農に伴い耕作権を明確にしたいということで、3条の申請に至ったものです。

なお、申請者、農業委員会の事務局のほうでも、当時の新規就農に伴う補助金等について確認したところ、農政課からの回答は該当なしでございます。

八幡5番に移ります。大蔵の田畑各1筆、868平米。遊佐町の〇〇から大蔵の〇〇になります。申請事由は、相手方の要望、所有権移転の売買になります。

価格につきましては、別紙資料1ページをご覧くださいと思います。

八幡5番、9万1,100円、総額にして8万円からの割り返しになります。

今回のこの農地のほか、所有権移転の名義は、隣接する山林1万7,967平米で、これを含めた総額は80万円で合意に至ったものでございます。

渡人〇〇の出身は大蔵のようですけれども、嫁いで今、実家は空になり、固定資産の処分を進めているところです。

農地の現況につきましては、山際でもあり、ワラビを収穫しているということです。

議案のほうにお戻りください。

続きまして、八幡6番、塚渕の田1筆、6,116平米、東泉町3丁目の〇〇から現耕作者である塚渕の〇〇になります。申請事由は、相手方の要望、所有権移転の売買になります。

価格につきましては、別紙資料1ページをお願いいたします。

八幡6番、10アール当たり40万円、総額244万6,400円になります。

渡人の〇〇の出身は観音寺ですが、非農家で、転居したこともあり、農地の処分を進めたい意向でした。
八幡地区は以上3件となります。

○安倍農地係長

続いて、松山地区です。

松山9番、茨城県の〇〇から山寺の〇〇へ、山寺の田6筆、畑6筆、合計12筆、所有権移転の売買です。

別紙資料をご覧ください。

10アール当たり、畑は4万9,200円、田は11万7,500円です。総額50万円からの割り返しとなります。こちらは、山寺の〇〇が新規就農者として永住して、〇〇より農地を借りていた箇所となります。このたび3年目となり、生活も落ち着いてきたことから、近所の農家とも相談して農地の購入を決めたものです。自家用栽培が主なものとなります。

続いて、松山10番、埼玉県の〇〇から中牧田の〇〇へ、中牧田の田1筆、所有権移転の売買です。別紙資料をご覧ください。

10アール当たりが23万2,000円です。総額20万円からの割り返しです。

こちらは、近隣で耕作していた〇〇が、令和7年度より耕作者変更という形で、新規に中間管理事業で耕作を予定していた農地となります。当初、賃貸借の意向でしたが、一体として活用した方が効率よく耕作できるということから、購入を決めております。

続いて、平田地区、お願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは、平田地区です。

53ページ目、お願いいたします。

平田の3番、堀野内の〇〇から堀野内の〇〇さんということで、父と子の関係でございます。年金を伴わない経営移譲ということで、桜林、堀野内、三之宮、飛鳥、それぞれ土地18筆、使用貸借ということになっております。

3条の許可申請は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

3月6日に、第5班による農地調査委員会を行っております。

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ありませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第13号 農地法3条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議がないようですので、議第13号については許可決定といたします。

続きまして、第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第14号 農地法第5条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

54ページをご覧ください。

始めに、酒田5番です。坂野辺新田字地続山の畑、合計8筆、5,820平米。坂野辺新田の〇〇ほか1名から〇〇へ賃貸借権の設定です。転用理由が砂採取、農地区分は農振農用地、許可基準は1年間の一時転用です。

採取量は1万4,411立米、最大の掘削深は7.7メートルです。

今回の申請箇所は、1年前に1年間の一時転用許可を受けている箇所と同じになり、1年間で計画どおりの採取が進まなかったことから、一旦終了して、改めて今回採取されていない箇所の申請があったものです。

別紙資料の2ページの図面をご覧ください。

場所は袖浦地区の坂野辺新田字地続山、JAそでうら倉庫から南西斜め向かいの畑になります。

全体計画図をご覧ください。

今回2回目の採取となり、1回目計画で採取していない箇所となります。搬出路については、西側に沿って市道に出る計画となっております。

4ページから6ページが現況写真となります。

4ページは搬出路、道から奥の採取場を撮影したものです。

5ページが採取場西側から撮影したもので、小高くなっている部分が採取箇所です。

6ページが、南側から採取場を撮影したものです。

7ページ、8ページは、優良農地造成後の確約書になり、栽培の作物は大根、カブなどの野菜や柿となっております。

続いて、酒田6番です。保岡の畑1筆、85平米、秋田市の〇〇から保岡の〇〇へ、所有権の移転です。転用理由が農業用格納庫敷地ということで、農地区分は第1種農地、許可基準は農業用施設用地で、許可可能と判断しています。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が50万円です。

別紙資料の9ページからの資料をご覧ください。

場所が本楯地区の保岡集落で、集落南側の西側の畑になります。

10ページの配置図をご覧ください。

赤い線部分が申請地で、自宅敷地が手狭なことから、隣接の雑種地を併用して、パイプハウス型農業用格納庫を設置する計画です。

11ページ、12ページが現況写真となります。

11ページが東側から、12ページが西側から撮影したのになります。

水色の宅地と黄色い線の雑種地を併用して転用する計画で、現状は更地となっております。

続いて、酒田7番です。広野の田2筆、519.3平米、大宮町3丁目の〇〇から若宮町1丁目の〇〇へ、所有権の移転です。転用理由が駐車場敷地、農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地に該当し、第2種農地、評価基準は既存施設の拡張で、許可可能と判断し

ております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が481万4,100円です。

別紙資料の13ページからの資料をご覧ください。

場所が広野地区の国道7号線沿いにある〇〇というバイク販売店の南側に位置する農地になります。

14ページの位置図をご覧ください。

申請者が経営するバイク販売店の来客用駐車場への転用で、19台分を整備、北側の市道から出入りする計画となっています。

15ページ、16ページが現況写真となります。

15ページが国道7号線側から、16ページが市道側から撮影したもので、現在は更地となっております。水色線の宅地と黄色い線の雑種地を併用して転用する計画で、現状は更地となっております。転用するに当たっては、地元自治会と土地改良区からの同意書の提出を受けています。

続いて、酒田8番です。浜中の畑1筆、94平米、鶴岡市の〇〇から〇〇への所有権移転です。転用理由が太陽光発電設備敷地、農地区分は第2種農地と判断しております。

許可基準は第2種農地で、周辺の他の土地への代替が困難なため許可可能と判断しております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が257万7,300円です。

別紙資料の17ページからの資料をご覧ください。

場所が、浜中集落の国道に位置する住宅街の中の農地です。隣接する宅地343.7平米と併用して設置する計画です。太陽光発電施設の概要は、パネル枚数が168枚、高さは高い位置で3メートル10センチです。

19ページ、20ページが現況写真となります。

黄色い線の宅地部分は、建物を取り壊し、申請地と同じく現状は更地となっております。

転用申請に当たって、地元の自治会と農振協議会からの同意書の提出を受けています。

酒田9番です。黒森の山林、現況が畑で、登記簿面積7,176平米のうち33.3平米です。申請事由は営農型太陽光発電施設敷地、賃借権の設定、農地区分は農用地区域、許可基準は1年間の一時転用で、更新となります。

別紙資料の21ページからの資料をご覧ください。

場所は黒森地区、黒森配水場の西側、市道浜中・黒森線の北側の畑になります。

22ページの配置図をご覧ください。

現況はL型の農地に対して、営農型太陽光パネル2,064枚が設置されています。パネルの架台となる支柱の高さは、高い箇所です3.74メートルとなっています。

別紙資料の23ページが西側から撮影した現況写真になります。

24ページから27ページが営農計画書になります。

栽培作物については、前年はソバの栽培を行っていたのですが、収量が低調だったということから、近隣の黒森の施設で令和5年8月から栽培しているブルーベリーに今回から変更されております。酒田農業技術普及課からのアドバイスをいただきながら、今年9月に1,500本の苗をプランターに植え付ける予定で、プランター栽培することで日照が十分確保できる場所に移動しながら栽培する計画となっております。

こちらにつきましては、9月に苗をプランターに植え付けるということになりますので、借人の〇〇ほうに、9月まで何も植え付けしない場合、全部効率活用要件に抵触する可能性がある旨を申入れをしました。一応、借人の〇〇の方からは作物の切替えするということと、苗の準備でこの時期になるということで回答がありました。

今回の許可に当たっては、今まで栽培してきたシイタケ、アスパラ、ソバと変更になってきた訳ですが、そちらのほう収量基準のほうをクリアできていないこと、ブルーベリーについてはまだ植付けが行われていないこと、酒田農業技術普及課からは基準のクリアは難しいのではという意見、アドバイスはいただいている中で、申請者と協議しまして、一時転用の期間を、様子を見るということで1年間ということになっております。

こちらにつきましては、今後も申請者の〇〇へ農業技術普及課と事務局と連携して、適切な営農に向けて継続的な圃場の確認や申請者からの聞き取りなどの働きかけが必要と考えております。

続いて、酒田10番です。酒田9番と関連で、同じ借り人、同じ申請事由となります。

浜中の登記簿が山林、現況が畑で6筆、登記簿面積5,062平米のうち32平米です。申請事由は、営農型太陽光発電施設敷地ということで、賃借権の設定で、農地区分は農用地区域、許可基準は1年間の一時転用で、更新となります。転用面積の32平米は、パネルの架台の支柱部分と太陽光発電の関連施設の面積となります。

別紙資料の28ページからの資料をご覧ください。

場所は浜中地区で、JA庄内みどり園芸センターから東へ約700メートル、市道広岡・浜中線の南側の畑になります。

29ページの配置図をご覧ください。

現況は営農型太陽光発電パネル1,376枚が設置されています。パネルの架台となる支柱の高さは、高いところで3.74メートルとなっております。

別紙資料の30ページが、西側から撮影した現況写真になります。

31ページから34ページが営農計画書になります。

栽培作物は、酒田9番と同様、前年まではソバ栽培だったのですが、収量が低調だったということで、ブルーベリー栽培に変更されております。こちらのほうは普及課のアドバイスをいただきながら、7月に1,000本の苗をプランターに植え付ける予定になっております。

こちらも酒田9番と同様で、切替え時期ということで、基準を一度もクリアできていないということ、まだブルーベリーが植付けされていないことなどを踏まえて、一時転用の期間を1年間としております。酒田9番と同様に適切な営農確保に向けて、継続的な圃場の確認や申請者からの聞き取りなどをしていきたいと考えております。

酒田10番は以上です。

続いて、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、八幡地区になります。

八幡1番、市条で登記簿地目は畑、588平米になります。市条の〇〇から同じく市条の〇〇へ、申請事由は、隣接する〇〇の梨農園の駐車場敷地とするため、農地区分は第3種農地のため、許可基準は原則許可になります。

別紙資料8ページをお願いいたします。

価格につきましては、10アール当たり1,020万4,000円、総額にして600万円からの割り返しになります。

所在地等につきましては、35ページからになっております。

申請地は、国道345号線沿いの東側、八幡の総合支所から国道345号を南下いたしまして、約1.2キロのところに位置しております。土地利用計画につきましては、配置図のとおり駐車場敷地です。37、38ページ、現況の写真ありますけれども、既に碎石等をされており、駐車場として利用していることから、39ページになりますけれども、双方の連名で始末書についても徴収しております。

第5条許可申請の説明は以上7件になります。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、酒田9番、10番は、これまで栽培作物が何度も変更されていることなどを踏まえ、適切な営農確保に向けて断続な働きかけが必要との意見がありました。

それ以外については、許可することに特には問題ないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元農業委員の現地調査の結果を確認いたします。

初めに、酒田5番の砂取り採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

酒田 6 番の現地報告を、10番、飯塚将人委員より報告願います。

○10番 飯塚将人委員

10番、飯塚です。

2月28日、事務局 2 人と自分で現地調査を行いました。

この写真のとおり、周りは農道、市道に囲まれておりまして、また、格納庫、これも適正な大きさだと思っております。

皆さんのご審議のほう、よろしく願いしたいと思います。

○土田治夫 議長

続いて、酒田 7 番の現地報告を、28番、田村晴久委員より報告願います。

○28番 田村晴久委員

28番、田村です。

3 月 3 日、酒田 7 番について、事務局の方々と現地の確認を行いました。

申請人の経営するバイク販売店の近隣で、用途は駐車場であります。大きさも適正であり、周辺地域への影響もないと思われますので、転用はやむを得ないと思われます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○土田治夫 議長

続いて、酒田 8 番、10番の現地報告を、17番、高橋公基委員より報告願います。

○17番 高橋公基委員

17番、高橋です。

3 月 3 日に、酒田 8 番と10番について事務局と現地確認しました。

酒田 8 番は、自治会、農振協議会などへの説明が行われ、同意もあり、地域への影響もないと思われますので、許可に支障がないと思われます。

酒田10番ですが、3 月 6 日に現地確認を行いました。

畑にはまだブルーベリーは作付されておられませんでした。これまでの申請人の営農状況から、定期的な営農状況の確認や聞き取りが必要と思われますので、許可期間としては1年間が妥当と思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○土田治夫 議長

続いて、酒田 9 番の現地報告を、8 番、五十嵐弘樹委員より報告願います。

○8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

酒田 9 番については、事務局と現地調査を行いました。

これまで、先ほど事務局が説明を行ったいろいろとシイタケから始まり、前回、ソバという部分で反収どれぐらいだったかというより、全体的で六十数キロしか取れないということで、地域の平均反収を全然下回っていました。これからどうするのかといえば、作物変更ということでブルーベリーではありますが、苗を作付するまでのこの期間、これをどうするべきか等ありますが、取りあえずは9月にブルーベリーを作付、コンテナを置くということでありましたので、浜中の10番と同じく営農状況を見ながら、期間は1年が妥当だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○土田治夫 議長

続いて、八幡 1 番の現地報告を、3 番、池田良之委員より報告願います。

○3 番 池田良之委員

3 番、池田です。

八幡1番につきまして、事務局と現地確認を行いました。
八幡土地計画の用途区域内であり、申請人の梨畑の隣接で、駐車場の大きさも適正と思われます。
始末書の提出もあり、転用はやむを得ないと思われます。
よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 土田治夫 議長
これより暫時休憩に入ります。

午前10時18分 休憩

午前10時27分 再開

- 土田治夫 議長
それでは、休憩終わりました審議に戻ります。
質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 土田治夫 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 土田治夫 議長
異議ないようですので、第14号については許可決定といたします。
続きまして、議第15号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

- 今野事務局長
資料の56ページ目になります。
議第15号 農用地利用集積計画についてですが、このたび所有権の移転についてが3件、所有権の移転のうち同時設定の特例が1件、所有権の移転のうち中間管理事業同時設定の特例が1件、利用権の設定が45件となっております。続きまして、農地中間管理事業の利用権の設定が402件、以上の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細につきまして、事務局より説明をいたします。

- 安倍農地係長
それでは、農用地利用集積計画について、56ページをご覧ください。
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等において、経営面積において、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることにご不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認していただいております。
それでは、1、一般事業、(1)所有権移転です。
浜中1番、浜中の〇〇から〇〇へ、浜中の畑8筆、3,604平米、所有権移転です。10アール当たりの対価が67万9,800円で、総額2,245万円となっております。移転の時期、支払時期はともに令和7年7月30日です。
続いて、浜中2番、これも三川町の〇〇から受け人が〇〇で、浜中の畑3筆、3,981平米です。10アール当たりの対価が48万6,812円で、総額が193万8,000円です。こちらの移転の時期、支払時期

は共に令和7年7月30日です。

こちらのほう、別紙資料をご覧ください。40ページになります。

所有権移転に当たって、営農計画書と農地利用については計画書を頂いております。

営農計画書ということで、今回取得する農地のほうではイチジクとブロッコリーということになっております。イチジクをメインにやるということでお話を聞いております。

法人の2番、3番につきましては、農機具の保有状況と労働状況ということで、基本的には社長の家族がメインとなりますが、法人として8人の雇用があり、季節的には臨時の雇用もあるということ聞いております。

酒田地区は以上です。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、八幡1番になります。八幡1番、升田大台野の畑6筆で、3万3,562平米、譲渡人、上黒川〇〇から譲受人、草津の〇〇になります。価格につきましては、10アール当たり5万653円、総額170万円からの割り返しになります。移転時期、支払時期とも3月21日です。

この所有権移転につきまして、昨年9月の定例総会の案件でもありましたけれども、今回、6筆の農地の仮登記抹消がなされたということで、利用集積事業の申出があったものでございます。

1、一般事業、(1)の所有権移転は以上3件になります。

○安倍農地係長

続いて、57ページ、1、一般事業、所有権移転で同時設定の特例です。

こちらのほうは、譲受人が法人の構成員であるために、所有権の移転と同時に法人へ貸付けを行う必要があるために、所有権移転と利用権の設定を同時に行うものです。

それでは、案件の説明を八幡地区、お願いいたします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

初めに、所有権移転からになります。

八幡1番、北仁田の田1筆で、3,872平米、譲渡人、麓の〇〇から譲受人、北仁田の〇〇になります。価格は10アール当たり40万円、総額154万9,200円になります。移転時期、支払時期とも3月21日です。

続いて、この農地の利用権の設定になります。貸付人〇〇から借受人北仁田の〇〇へ、期間は、移転時期、支払時期と同日の3月21日から10年間で、賃借料は単価1万円となっております。

1、一般事業、(2)の所有権移転、同時設定は以上になります。

○安倍農地係長

続いて、58ページをお願いします。

一般事業の所有権の移転、農地中間管理事業同時設定の特例です。

これから説明する案件は、先ほどと同じ同時設定となりますが、利用権の設定が農地中間管理事業となります。そちらから説明します。

松山1番、小見の稲荷林143、田1筆、1,626平米、小見の〇〇ほか10名から、小見の〇〇へ、10アール当たり40万円となり、総額65万4,500円です。移転の時期、支払時期はともに令和7年3月18日です。こちらは小見地区の青年団が所有していた農地ですが、団体名での登記ができず、11名の共有名義となっていたものです。法人に貸し付けており、〇〇が耕作しておりましたが、このたび〇〇より農地を取得したいとの強い希望があり、所有権移転となったものです。利用権の設定の借受人は〇〇で、賃借料は1万円、契約期間は10年になります。

同時設定の特例は以上です。

続いて、一般事業、利用権の設定です。

酒田西荒瀬の1番から3番まで関連で、同じ借受人となります。1万円の1年の新規です。

西荒瀬の4番から本楯の3番まで関連で、同じ借受人となります。1万円の10年の新規です。

本楯4番、1万9,907円の10年の新規です。

本楯5番、1万円の10年の新規です。

上田3番、1万円の1年の更新です。

上田 4 番、1 万円の10年の新規です。

新堀 1 番、田が 1 万円、畑が3,000円で、10年の移転です。

広野 2 番、1 万円の10年の新規です。

広野の 3 番から 8 番まで関連で同じ借受人となります。広野の 3 番、4 番が 1 万円、5 番から 8 番が 0 円となっております。10年の更新で、こちらのほうは広野の 2 番から 8 番は、田村晴久委員の議事参与の案件となります。

広野の 9 番と10番、関連で、同じ借受人です。1 万円の10年の新規です。

袖浦の 2 番、浜中の 1 番、関連で同じ借受人となります。5,000円の袖浦 2 番が10年、浜中 1 番が 3 年の更新と新規となります。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

八幡地区になります。

八幡 7 番、1 万円で10年となります。耕作者は変更ありませんが、農地を相続したということで、新しく貸付人の名前が変わりましたので、新規扱いとさせていただきます。

八幡 8 番、8,000円、10年、更新になります。

八幡 9 番、8,000円、10年。耕作者の死亡に伴い、賃借料設定をするものでございます。新規です。

八幡10番、0円の使用貸借権、1 年になります。こちら、ほかの農地につきましては、中間のほうに使用権設定しておりましたけれども、9 年後に気づいたということで、今回、このような新規の扱いにさせていただきます。吉高委員は欠席ですけれども、議事参与の制限の関係となっております。

八幡11番、5,000円で10年、新規になります。

八幡12番、8,000円、10年で新規になります。

次のページをお願いいたします。

八幡13番、先ほどの18条の 6 項で解約された案件で、1 万円、10年、新規となります。

八幡地区は以上です。

○安倍農地係長

続いて、松山地区です。

松山の 3 番、1 万円の 1 年の新規です。

松山 4 番、1 万円の10年の新規です。

続いて、平田地区、お願いします。

○平田総合支所 出嶋専門員

それでは、平田地区です。

こちらのほうの平田の15番及び次のページにいいますが、平田の16番は関連でございます。同じ渡し人でございます。平田15番、賃借料 1 万円、10年の新規でございます。16番、賃借料8,000円、10年の新規でございます。

続きまして、平田の17番になりますけれども、これは前に18条の 6 で合意解約されて、親から子供に移った方の耕作ということになりますので、1 万円、10年ですが、新規扱いにさせていただきます。

続きまして、平田の18番、19番、20番、21番までありますけれども、次のページ、こちらが関連でございまして、同じ受け人になっております。

平田18番、1 万円、10年の新規です。

平田19番、1 万円、1 年の新規です。

平田20番、1 万円、1 年の新規です。

平田21番、1 万円、1 年の新規です。

平田22番並びに23番、関連で、同じ受け人です。

平田22番、1 万円、1 年の新規。

平田23番、1 万円、こちらは10年の新規です。

平田24番ですが、こちらのほうは使用貸借ということで、賃借料は0円、5 年の新規です。

続きまして、25番並びに26番は関連です。同じ受け人です。

平田25番、1万円、10年の新規です。

平田26番、同じく1万円、10年の新規です。

次のページをお願いいたします。

平田の27番、こちらのほうは1万円、10年の新規です。

平田の28番ですが、こちらの〇〇ですけれども、1,647円の10年、新規でございます。

平田地区、以上です。

○安倍農地係長

次に、69ページから121ページ、2、農地中間管理事業、利用権の設定です。

なお、中間管理事業の案件につきましては、農地利用集積センター本店会議を1月14日に開催して、そちらで承認をいただいた内容と同様となっておりますので、この場での一件一件の説明は割愛したいと思いますが、総数のみをお伝えさせていただきます。

案件の合計が402件、筆数の総数が1,139筆、面積が290万4,852平米、出し手が334人、受け手が175人となっております。

議第15号の説明は以上です。

○土田治夫 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第15号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題ないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

それでは、質疑に入ります。

議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。

1分間、黙読をお願いします。

(黙読)

○土田治夫 議長

黙読の時間を終わります。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議いたします。今回は議事参与の制限に該当する委員が多いため、本案件を分けて、それぞれに該当する委員の退出を求めて審議いたします。

初めに、議事参与制限に該当する案件として、4番、大場重樹委員、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、9番、佐藤秀之委員、3番、池田良之委員が該当する案件があります。5名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○土田治夫 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

中間管理事業・利用権の設定、南遊佐9番、11番、本楯9番、12番、14番、北平田2番、3番、5番、7番、8番、東平田6番、八幡55番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、中間管理事業・利用権の設定、南遊佐、本楯、北平田、東平田、八幡の審議を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案12件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、これら12件について計画決定といたします。

退席委員を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○土田治夫 議長

続いて、議事参与制限に該当する案件として、12番、兼山宏勝委員、28番、田村晴久委員、1番、荘司太一郎委員、2番、後藤保喜委員、21番、私が該当する案件があります。5名に退席を求めます。

なお、私も議事参与の制限となり退席いたしますので、酒田市農業委員会規程第19条2項による臨時の議長として、農業振興委員長に議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。よろしくお願いします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○池田良之 議長

再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

一般事業・利用権の設定、広野2番から8番、中間管理事業・利用権の設定、酒田10番、広野4番、7番、11番、松山14番、平田10番から17番、24番、31番、35番から37番、45番、46番、50番から52番、54番、57番、59番、60番、64番、65番、67番、69番、71番、73番、75番から78番、80番、83番、86番、87番、89番、92番、93番について質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○池田良之 議長

ないようですので、一般事業・利用権の設定、広野2番から8番、中間管理事業・利用権の設定、酒田10番、広野4番、7番、11番、松山14番、平田10番から17番、24番、31番、35番から37番、45番、46番、50番から52番、54番、57番、59番、60番、64番、65番、67番、69番、71番、73番、75番から78番、80番、83番、86番、87番、89番、92番、93番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案51件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田良之 議長

異議ないようですので、これら51件について計画決定といたします。

ここで、12番、兼山宏勝委員、28番、田村晴久委員、1番、荘司太一郎委員、2番、後藤保喜委員、

21番、土田治夫委員の退席を解除いたします。
ここで、土田会長職務代理者に議長を交代いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○土田治夫 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、第15号については全て計画決定となりました。

続きまして、議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

資料の122ページになります。

議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

移転等については、農用地利用集積等促進計画による手続が必要になります。そこで、促進計画での移転を進めるため、農地中間管理機構であるやまがた農業支援センターに促進計画を定めるよう要請が必要になり、1月定例総会において議決をいただき、促進計画策定の要請をしております。その要請を受けまして、やまがた農業支援センターより、議案書123ページのとおり、中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があり、認可してよいかをご審議いただくものです。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律では、県知事の認可を受けなければならないとされていますが、酒田市では、山形県より認可・公告の権限の委譲を受けておりますので、酒田市において認可するものです。

それでは、内容をご説明します。

定例総会で行政のご審議をいただいた内容と同じになりますが、議案書の125ページから135ページをご覧ください。

受け手変更のための移転で、65件、199筆、37万2,566.82平米。移転の理由として、主なものが経営移譲や受け手の離農によるものになります。

次に、136ページをご覧ください。

こちらの1件、4筆、8,708平米になりますが、所有者不明農地の貸し借りの案件となります。所有者不明農地の貸し借りは、所有者の探索や県知事裁定などの手続を経て、中間管理機構を通して貸し借りが可能です。移転の案件と同様に促進計画での手続が必要となります。説明は以上です。

○土田治夫 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地調査委員会では協議及び審議の結果、認可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議いたします。

議事参与制限に該当する案件として、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、21番、私、3名に退席を求めます。

また、農業振興委員長によりしくをお願いいたします

。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○池田良之 議長

それでは、再開します。

議事参与の制限に係る案件について、番号を申し上げます。

移転、2番、51番から54番、58番について、質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○池田良之 議長

ないようですので、移転、2番、51番から54番、58番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田良之 議長

異議ないようですので、これらについて認可することを決定いたします。

ここで、10番、飯塚将人委員、14番、樋口準二委員、21番、土田治夫委員の退席を解除いたします。

ここで、土田会長職務代理者に議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○土田治夫 議長

ありがとうございました。

再開します。

続きまして、これまで決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件以外について審議いたします。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の案件以外を許可することを決定いたします。

以上により、議第16号については全て認可決定となりました。

続きまして、議第17号 地域計画の策定についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第17号ですが、資料はお配りした資料、議案②、別の資料をご覧いただきたいと思います。

これが議第17号です。

地域計画の策定につきまして、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画策定に当たり酒田市長から意見を求められているというものになります。

詳細につきまして、事務局より説明いたします。

○阿彦事務局次長

それでは、ご説明を申し上げます。

案件説明に先立ちまして、地域計画協議の際の農業委員の皆様には多大なるご協力とご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。農政課に成り代わりまして御礼を申し上げます。

それでは、上程の背景等についてご説明を申し上げます。

地域計画とは、令和5年7月1日改正の農業経営基盤強化促進法改正によって、それまでのひと・農地プランが法定化されまして、令和6年度末までに定めることとなったものでございます。

地域計画とは、農業者自身による話し合いに基づきまして、地域農業の課題やそれを踏まえた将来の農地利用の在り方などについて整理するとともに、担い手を明確化した目標地図を作成し、市町村が公表するものです。

本市では、市内を16地区に分けて協議の場を設置し、令和5年度からの2年間に地区ごとに4回程度の話し合いを行い、16地区それぞれの話し合いの内容を反映した地域計画と目標地図を作成してございます。また、地域計画と合わせて作成する目標地図は、地域の将来の農地利用の在り方を可視化するため、10年先を見通した耕作予定の状況を実情に1筆ずつ示すものでございます。

このたびは、それぞれの地区を集落や大字単位などでエリア分けした地図の中に、地域との協議の場で合意を得た担い手を配置することで、緩やかな集約化の方向性を示すものとして目標地図としております。その点については、このたびの1筆ごとということでは異なっておりますので、ご理解をお願いいたします。

この目標地図も含めました全16地区の計画を3月31日に公告予定でございますので、このたび農業委員会への意見照会を受けているものでございます。

なお、当初計画を策定した以降も、年1回以上、地域で農業者等による話し合いの場を開催することが求められていることから、地域計画の内容と目標地図に位置づけられる農業者についても、毎年見直しと答申を行っていく予定となっております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○土田治夫 議長

質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第17号 地域計画の策定については、策定に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長

異議ないようですので、議第17号については決定いたします。

以上をもちまして、令和7年3月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前11時20分 閉会

酒田市農業委員会規程第 22 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 14 日

酒田市農業委員会

議 長
(会長職務代理者)

農業振興委員長

農 業 委 員

農 業 委 員
